

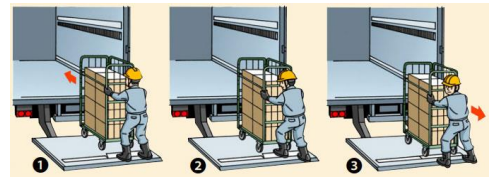
テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象となります。**令和6年2月1日以降**は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

【受講対象者】

稼働スイッチの操作、荷のキャスター止まり等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務を行う者は対象となります。
また、荷を積み卸すドライバーだけではなく、倉庫でトラックに積み卸し作業を行う者も、できる限り受けるのが望ましいです。



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があります。
詳細は当協会ホームページをご参照ください。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

テールゲートリフターの操作方法について、2時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間
テールゲートリフターに関する知識(※1)	1.5 時間	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
関係法令	0.5 時間		
合計 4時間 … この時間には休憩時間を含んでいません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。 (※1) 6 か月以上の実務経験を有する人に対して 30 分の免除適用は、当協会では実施致しません。			

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	8,800円	990円	9,790円
会員	6,600円		7,590円

※キャンセルの場合の取扱いは、当協会ホームページをご確認ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付いたします。
- ・事業者様には受講証明書を発行いたします。(3年間の保存義務があります。)